平成２９年（フ）第２３６４号
大阪市浪速区大国２丁目５番11―901号
債務者　上林　健太
1　決定年月日時　平成29年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２１号
兵庫県加東市上滝野297番地２
債務者　丸山奈保子
1　決定年月日時　平成29年６月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月４日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２９年（フ）第１１号
香川県小豆郡小豆島町吉田甲344番地
債務者　湊　　義照
1　決定年月日時　平成29年６月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月４日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第３６号
鹿児島県曽於郡大崎町神領1338番地１
債務者　笹原スヱ子
1　決定年月日時　平成29年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月４日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２９年（フ）第３７号
鹿児島県鹿屋市上祓川町8789番地３
債務者　岩下　大作
1　決定年月日時　平成29年６月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月４日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２９年（フ）第３２９号
仙台市青葉区藤松15番30号
債務者　中島　智子
1　決定年月日時　平成29年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月７日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第３３３号
宮城県塩竈市清水沢２丁目28番６号
債務者　田村のぞみ
1　決定年月日時　平成29年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月７日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第７２号
茨城県筑西市小川1206番地１
債務者　兼子　康男
1　決定年月日時　平成29年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月７日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２９年（フ）第８６号
茨城県古河市中田58番地17　古河コリーヌⅡ202号、前住所茨城県古河市東山田582番地２スリープルームＢ
債務者　難波　康一
1　決定年月日時　平成29年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月７日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２９年（フ）第９０号
茨城県古河市水海2647番地　グランデージＡ101
債務者　内田亜紀子
1　決定年月日時　平成29年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月７日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２９年（フ）第９２号
茨城県常総市向石下270番地２　シャトー三園Ａ203
債務者　金城　芳泉
1　決定年月日時　平成29年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月７日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２９年（フ）第９８号
茨城県筑西市三郷990番地１
債務者　宮本美佐子
1　決定年月日時　平成29年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月７日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２９年（フ）第９９号
茨城県下妻市下妻乙575番地
債務者　秋山いづみ（旧姓柏﨑）
1　決定年月日時　平成29年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月７日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２９年（フ）第２６４号
川崎市川崎区大島３丁目25番10号　ハイツ第３公園　301
債務者　田代　　進
1　決定年月日時　平成29年６月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月７日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第２２号
三重県松阪市駅部田町278番地16　葉月アパートメントＢ棟２号室
債務者　高木　康男
1　決定年月日時　平成29年６月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月７日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２９年（フ）第１４８号
兵庫県姫路市名古山町９番12号　トラントメゾン402号
債務者　松原　明美
1　決定年月日時　平成29年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月７日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第１６３号
兵庫県加古川市尾上町安田87番地の２　朝日プラザクオーレ加古川709号
債務者　出口　栄一
1　決定年月日時　平成29年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月７日まで
神戸地方裁判所姫路支部